

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	スーパー堤防の整備促進	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	松土民雄
		担当者名	田中仁一	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 13 年度	根拠	河川法		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	高潮対策事業により昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ護岸）を、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）に作り変えることで、潤いのある水辺空間の創出を目指すものである。なお、事業主体は河川管理者の東京都建設局河川部である。				
対象者等	隅田川沿いの土地で建設事業を行おうとするもの（区は、対象者に本事業の案内や協力要請を行っている）				
内容	スーパー堤防、緩傾斜型堤防及びテラスの整備 【参考：隅田川の延長23.5km 内荒川区の接岸延長 約8.0km】 都市計画マスタープランにおける「将来都市構造」の中で、隅田川沿岸一帯を「ふれあいと憩いの都市軸」として定め、隅田川のウォーターフロントの特長を活かした街づくりを進めることとしている。また、環境基本計画でも、隅田川の水辺機能の整備促進施策として、本事業が位置付けられている。				
経過	<p>スーパー堤防整備事業（特定地域堤防機能高度化事業：昭和60年創設）</p> <p>整備済地区：西尾久（荒川遊園） 平成3年3月完成 252m 南千住（アクロシティ） 平成6年3月完成 235m 南千住北（プランヴェール） 平成11年3月完成 125m 町屋（マルエツ） 平成12年3月完成 110m 町屋六丁目（尾竹橋中跡地） 平成14年10月完成 127m 白鬚西C（水神大橋下流） 平成15年3月完成 430m 白鬚西B（汐入大橋上流） 平成17年3月完成 183m 白鬚西D（汐入大橋～水神大橋） 平成18年3月完成 517m 白鬚西（瑞光橋公園北） 平成18年6月完成 120m 東尾久（旭電化跡地） 平成20年3月完成 336m 白鬚西（瑞光橋公園南） 平成20年3月完成 127m</p> <p style="text-align: right;">計2,562m（約32%） 40m（約1%）</p> <p>事業中地区：南千住七丁目（完成時期未定）</p> <p>緩傾斜型堤防整備事業（都市河川総合整備事業：昭和55年度創設）</p> <p>整備済地区：白鬚西（瑞光橋下流） 平成13年3月完成 122m 白鬚西E（白鬚橋上流） 平成16年3月完成 383m 白鬚西A、G・F（補助189沿い） 平成18年3月完成 455m</p> <p style="text-align: right;">計 960m（約12%）</p> <p>事業中地区：三河島（水再生センター裏）（平成30年頃完成予定） 202m（約3%）</p> <p>テラス整備</p> <p>整備済地区：堤防完成箇所＋荒川遊園（91m）＋旭電化（69m） ＋尾竹橋上流640m（約8%） 計4,322m（約54%）</p>				
必要性	隅田川は都市内の貴重な自然環境であることから、街づくりの観点から水辺を再生し、区民に広く開放する必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（23年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費等	862	1,708	1,281	1,694	1,222	1,308		
減価償却費						436		
【事務分担当】（%）	10	20	15	20	15	15		
合計（+ +）	862	1,708	1,281	1,694	1,222	1,744	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	862	1,708	1,281	1,694	1,222	1,744	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	テラス整備率（％）	46	46	54	54	58	接岸延長に対するテラス整備延長
	土と緑の堤防整備率（％）	44	44	44	44	48	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない ・沿岸のうち小規模敷地が集積している地域では、事業実施が困難なため整備可能区域とそれ以外を峻別する必要がある。 ・区民が荒川遊園から白鬚橋まで徒歩でいけるテラスの早期整備について都に働きかける必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
都と連携を図りスーパー堤防等の整備を促進する。	快適で安全な暮らしに資する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。

（議会質問状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年一定 堤防整備状況の確認、テラスの連続性確保の要望 ・平成19年二定 テラスの連続性確保の要望 ・平成20年四定 隅田川堤防の安全性とスーパー堤防整備について ・平成22年二定 汐入公園防災用の船着場の活用について ・平成22年四定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	防災都市づくり推進計画	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	松土民雄																												
		担当者名	菊嶋信一	内線	2812																												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）																																	
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業																														
開始年度	昭和 平成 9年度	根拠																															
終期設定	有 無 37年度	法令等																															
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画																													
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]																															
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]																															
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]																															
目的	震災が発生した場合の被害の拡大を防ぐため、「東京都防災都市づくり推進計画（改訂版）」に基づき、建築物や都市施設等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進する。																																
対象者等	整備地域・・・震災時の甚大な被害が想定される地域【荒川地域：約591ha】 （H22年改訂により西日暮里三丁目を追加）【千駄木・向丘・谷中地域 約212ha】 重点整備地域・整備地域のうち基盤整備事業等を重点的に展開する地域【町屋・尾久地区 約280ha】																																
内容	当課の役割 ... 当区の取組み状況を把握し、東京都に報告や計画修正の提案をする。 計画の基本的考え方... 延焼遮断帯となる道路等を整備し、防災生活圏を形成する。 整備の方針 ... 木造住宅密集地域のうち、地震に関する地域危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性を確保する。 整備の内容 ... 骨格防災軸、延焼遮断帯の整備及び避難場所等の拡充 密集市街地の整備（不燃化・共同化の促進、木造住宅密集地域整備促進事業、防災生活圏促進事業等「平成18年度で事業終了」） 重点整備地域の事業：新防火規制、不燃化、木造密集、近隣まちづくり、街路整備（90・306・193号線）、尾久の原公園整備、スーパー堤防整備、地区計画など 整備目標 ... 整備地域においては平成37年度までに不燃領域率70%を目指す																																
経過	平成7年度 都 - 「防災都市づくり推進計画 基本計画」策定 平成8年度 都 - 「防災都市づくり推進計画 整備計画」策定 平成9年度 区 - 「防災都市づくり事業化可能性調査検討委員会」設置 国庫補助金を受けて、調査を実施した（東尾久1丁目の区域） 平成10年度 区 - 前年の調査結果を踏まえ、庁内調整 事業化見合わせ 平成14年度 都・区 - 推進計画改定に伴う調査及び整備地域・重点整備地域の見直し検討 同年12月 都 - 第5回地域危険度調査公表 平成15年9月 都 - 推進計画改定後の基本計画公表 16年3月 都 - 推進計画改定後の整備プログラム公表 平成20年2月 都 - 第6回地域危険度調査公表 同年5月 都・区 - 第1回町屋・尾久地区木造密集地域対策都区連絡会開催 平成22年1月 都・区 - 推進計画（基本計画・整備プログラム）を改訂 千駄木・向丘・谷中地域に西日暮里三丁目を追加 等 （参考）不燃領域率の変化 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>平成8年度</td> <td>13年度</td> <td>15年度</td> <td>18年度</td> <td>27年度目標</td> <td>37年度目標</td> </tr> <tr> <td>・荒川地域</td> <td>50%</td> <td>55%</td> <td>54%</td> <td>61%</td> <td></td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>・千駄木・向丘・谷中地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>59%</td> <td></td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>・町屋・尾久地区</td> <td>43%</td> <td>49%</td> <td>50%</td> <td>56%</td> <td>65%</td> <td>70%</td> </tr> </table>						平成8年度	13年度	15年度	18年度	27年度目標	37年度目標	・荒川地域	50%	55%	54%	61%		70%	・千駄木・向丘・谷中地域				59%		70%	・町屋・尾久地区	43%	49%	50%	56%	65%	70%
	平成8年度	13年度	15年度	18年度	27年度目標	37年度目標																											
・荒川地域	50%	55%	54%	61%		70%																											
・千駄木・向丘・谷中地域				59%		70%																											
・町屋・尾久地区	43%	49%	50%	56%	65%	70%																											
必要性	震災時に区民の生命と財産を守るため、木造密集市街地の総合的な改善が必要である。																																
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)																																

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（23年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費等	862	854	854	2,541	1,629	2,023		
減価償却費						872		
【事務分担当】（%）	10	10	10	30	20	30		
合計（+ +）	862	854	854	2,541	1,629	2,895	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	862	854	854	2,541	1,629	2,895	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	全密集地域の不燃領域率（％）	43.1 (H18)	43.1 (H18)	43.1 (H18)	43.1 (H18)	65.0	土地面積に対する耐火建築面積、道路面積及び空地面積の比率（5年毎計測）

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の資産である住宅については、ライフサイクルに合わない助成制度があっても建替えが進まない ・事業手法のうち区画整理については、その事業化に膨大な経費を要するため、現在の財政状況下では区では実施不可能。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	密集地域の多い当区においては、都と連携を図り、推進計画における位置づけが重要である。

（議会議況要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	都市防災不燃化促進事業	部課名	都市整備部 住環境整備課	課長名	的場 寛
		担当者名	大沼・涌井・前川	内線	2829
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	都市防災不燃化促進事業費(01-03-01)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	国：社会資本総合整備交付金制度要綱及び交付要綱 都：東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱及び補助交付要綱 区：荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱及び都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱	
終期設定	有 無	25 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の財産を保全する。				
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域(避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域)」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建てる者。 宅地建物取引業者が建築する販売を目的とする耐火建築物及び中小企業者以外の会社又は事業を営む個人が建築する耐火建築物は除く。				
内容	* 不燃化助成制度の内容 (1)基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。(区単含む) (2)加算助成 仮住居費<都・区>(40万円) 三世代住宅<区単>(120万円) 共同・協調建替え<区単>(100万円) 賃貸用共同住宅<区単>(100万円) 住宅型不燃建築物助成 <都・区>(4階以上の住戸面積に応じて助成)				
経過	昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 助成額最低保障・共同化加算制度実施 昭和60年 4月 三世代住宅加算制度実施 平成元年 5月 協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施 平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施 平成21年 3月 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 <事業実施地区> 補助90号線:H9.4～25.3、補助90号線第二:H11.4～26.3 <事業終了地区> 小台通り:S59.8～H11.3、白鬚西 :S58.7～H13.3、尾竹橋通り:S62.6～H13.3、旭電化跡地周辺:H1.11～16.3、補助306号線:H2.9～H17.3、補助189号線:H9.4～19.3、放射12号線(補助107号線):H5.1～22.3				
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物へと建替促進を誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である地区耐火率を早期に向上させるためにも実施し続ける必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	62,716	57,509	54,779	44,398	41,628	39,532	39,551	
決算額(23年度は見込み)	23,028	52,989	27,737	44,314	14,579	22,465	39,551	
人件費等	11,534	9,973	11,708	18,670	14,581	9,209		
減価償却費						6,972		
【事務分担量】(%)	170	160	280	382	305	240		
合計(+ +)	34,562	62,962	39,445	62,984	29,160	38,646	39,551	
国(特定財源)	8,700	21,200	13,200	17,800	7,000	9,630	17,754	
都(特定財源)	5,150	13,607	7,200	10,710	3,700	4,815	8,877	
その他(特定財源)								
一般財源	20,712	28,155	19,045	34,474	18,460	24,201	12,920	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
放射12号線(補助107号線)地区	3	4	3	3	0	-	-	
補助90号線地区	0	3	1	1	2	2	1	
補助189号線地区	0	0	-	-	-	-	-	
補助90号線第二地区	2	1	1	2	1	1	3	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	旅費	近接地外旅費	42	特別旅費	2	近接地外旅費等	41
	需要費	消耗品購入等	222	消耗品購入等	335	消耗品購入等	155
	負担金補	建設事業補助金	14,255	建設事業補助金	19,268	建設事業補助金	36,508
	及び交付金	都市防災推進協議会負担金	60	都市防災推進協議会負担金	60	都市防災推進協議会負担金	40

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	補助90号線地区耐火率	37.1%	37.5%	38.1%	38.7%	70.0% <small>(国庫補助基準)</small>	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物が占める割合(%)
	補助90号線第二地区耐火率	32.0%	32.5%	32.0%	35.0%	70.0% <small>(国庫補助基準)</small>	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物が占める割合(%)

（問題点・課題）	<p>各地区内において、複雑な権利関係と居住者の高齢化など不利な要件が重なって建替えが進まない状況のため、目標に対しての耐火率が上がっていない。</p>
他区の実況	<p>（実施 12 区 未実施 3 区）千代田・中央・港 事業完了区 8区：新宿・文京・江東・渋谷・杉並・豊島・練馬・江戸川</p>

問題点・課題の改善策検討	
<p style="text-align: center;">平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容</p> <p>ホームページの情報量を更に増やすと共に、区報掲載やチラシの各戸配布等、事業及び助成制度の周知と事業終了時期の周知に努める。</p>	<p style="text-align: center;">改善により期待する効果</p> <p>助成事業が認知されることにより、地区内の不燃建築物への建替意欲が増し、建物更新に繋がる。事業の終期を周知することで需要を掘り起こす。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	延焼遮断帯を形成するため本事業を推進する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	密集住宅市街地整備促進事業	部課名	都市整備部 住環境整備課	課長名	的場 寛
		担当者名	大沼・岩本・茂手木	内線	2821
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	密集住宅市街地整備促進事業費(01-04-01)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	62年度	根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年5月9日、法律49号）
終期設定	有	無	30年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	木造住宅が密集し公共施設（道路・公園・広場等）が未整備な地域において、建替え支援による住環境の整備、避難路周辺等の不燃空間の形成及び公共施設の整備など面的な整備を行うことにより、地域の防災性を向上させるとともに良質な住環境への改善を図る。				
対象者等	荒川五・六丁目地区、南千住一・荒川一丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、荒川二・四・七丁目地区、尾久中央地区の老朽家屋等で共同建替等の建築主、当該地区における主要生活道路の拡幅整備事業等に係る沿道建替等の建築主等。				
内容	<p>老朽住宅等の建替促進 老朽家屋の共同建替え等を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、共同建築物の設計費、廊下・階段等の共同施設整備費の一部を助成する。</p> <p>建築費用の融資額の一部に対する利子補給は、平成18年度に廃止した。</p> <p>延焼遮断帯形成事業 密集市街地における優先整備路線にて比較的小規模で実現可能性の高い延焼遮断帯を形成し、火災が発生した時の市街地大火の拡大を防止するため、沿道建替を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、設計費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。</p> <p>主要生活道路沿道建替事業 主要生活道路等において、道路空間の確保や沿道建築物の不燃化を進めるため、当該道路に面する建築物の建替え等に対し、その費用の一部を助成する。荒川区独自の制度(平成19年6月1日施行)。</p> <p>事業推進活動 防災まちづくり連絡会等の住民組織を育成・支援するとともに、地域のまちづくり意識を啓発して、災害に強い街への一層の転換を図ると共に、地区計画の策定を進める。</p> <p>公共施設整備 道路・公園・広場等のオープンスペース、防災関連施設の整備を行う。</p> <p>細街路拡幅整備 細街路拡幅整備事業を活用した後退用地の整備を行う。</p>				
経過	荒川五・六丁目地区事業導入（昭和62年11月6日整備計画大臣承認～平成23年度）33.6ha 事業期間延伸予定 南千住一・荒川一丁目地区事業導入（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成25年度）15.1ha 町屋二・三・四丁目地区事業導入（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成25年度）43.5ha 荒川二・四・七丁目地区事業導入（平成17年12月27日整備計画大臣承認～平成27年度）48.5ha 尾久中央地区事業導入（平成21年3月31日整備計画大臣承認～平成30年度）34.5ha				
必要性	事業地区は、行止り道路や細街路が多く、狭隘な敷地に老朽木造住宅が密集するなど、災害時の危険が高く（東京都・地震に関する「第6回地域危険度測定調査結果一覧表」で地震による地域危険度＜総合＞が4～5と判定されている）、延焼遮断帯の未形成、建築物の不燃化、消防困難地域の解消等多くの課題を抱えている。防災まちづくりを効果的に進めるため、密集住宅市街地整備促進事業や不燃化促進事業等の施策を重層的に展開し、地域の防災性と住環境の向上を図る必要がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃建築物への建替誘導、地区計画への合意形成等を行う。これらを円滑に進めるため、専門コンサルタントに事業推進活動を委託する。				

	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算・決算額等の推移	89,373	98,298	174,536	113,616	118,414	113,950	92,634	
予算額	89,373	98,298	174,536	113,616	118,414	113,950	92,634	
決算額（23年度は見込み）	60,094	75,260	73,758	70,188	75,324	73,962	92,634	
人件費等	31,028	33,270	48,737	50,923	51,107	46,234		
減価償却費						20,771		
【事務分担当】（%）	360	440	635	703	778	715		
合計（+ +）	91,122	108,530	122,495	121,111	126,431	140,967	92,634	
国（特定財源）	10,025	16,898	13,176	13,040	12,480	14,560	22,840	
都（特定財源）	23,450	17,484	16,368	19,049	13,281	12,002	16,557	
その他（特定財源）								
一般財源	57,647	74,148	92,951	89,022	100,670	114,405	53,237	
実績の推移	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
事項名								
不燃建築物への建替助成	16戸	12戸		14戸	1戸	1戸	15戸	
公園等の整備	2ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	0ヶ所	
細街路の整備	23ヶ所	31ヶ所	28ヶ所	27ヶ所	24ヶ所	35ヶ所	35ヶ所	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		旅費	近接地外旅費	61	近接地外旅費等	56	近接地外旅費等
需用費	消耗品購入等	165	消耗品購入等	281	消耗品購入等	306	
委託料	事業推進活動委託他	55,117	事業推進活動委託他	49,283	事業推進活動委託他	53,599	
負担金補及び交付金	建設事業補助金	4,097	建設事業補助金	10,431	建設事業補助金	25,380	
	利子補給他	15,385	利子補給他	10,916	利子補給他	10,275	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	不燃領域率（密集事業地区）	48.5%	48.8%	49.4%	49.8%	65.0%	土地面積に対する耐火・準耐火建築面積、空地等の比率
	空地率（密集事業地区）	21.1%				25.0%	土地面積に対する道路（全て）、公園等の比率（18年のデータ）
	老朽住宅率（密集事業地区）	60.7%				50.0%	事業地区全建物棟数に対する老朽住宅棟数の比率（18年のデータ）

（問題点・課題）	<p>事業地区の周辺は都市計画道路等が囲んでおり、道路沿道は不燃建替えがある程度進んでいる。しかし、道路の後背地は老朽木造の建築物が建てこみ、狭隘な敷地や不接道、公園・広場等の公共施設の整備の遅れ、また、消防活動困難区域が多く存在する。</p> <p>この消防活動困難区域解消等の課題には、優先整備路線及び主要生活道路等の拡幅整備及び耐火建築物への建替えが必要であるが、区民の防災意識が高まる反面、複雑な権利関係と居住者の高齢化など不利な要件が重なって、道路拡幅に伴う建替えや耐火建築物への建替えが進まない状況にある。</p>
他地区の実況	<p>（実施 17 区 未実施 4 区）千代田・中央・港・江東</p> <p>事業終了区 2区：文京・大田</p> <p>地区計画制度を導入し、耐火建築物への建替えと公共施設の同時整備を行っている。また街路事業や他の事業を複合的に組合せ密集事業に相乗効果をもたせ積極的な街路整備を行っている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地権者との用地買収に係る折衝を重ね、優先整備路線等の拡幅整備を推進する。	優先整備路線等の拡幅整備を推進することにより、ミニ延焼遮断帯の形成、避難路の確保、消防活動困難区域の解消を図ることができる。
町屋二・三・四丁目地区及び荒川二・四・七丁目地区における地区計画について、都市計画決定を経て、施行する。	消防活動困難区域の解消等を目的とする優先整備路線の拡幅整備を地区計画の規制・誘導により担保できる。また、事業終了後も道路空間確保が担保される。
地元協議会の情報提供等を活用し、公園、広場等の不足地域における用地を確保する。	公園、広場等のオープンスペースの整備を図ることにより、防災活動拠点とするとともに、耐震性貯水槽など防災関連施設の拡充を進めることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	

議会質問状況（要旨）	<p>平成 8年3定 「共同建替の支援と建替えに伴う仮住居の確保について」</p> <p>「防災都市づくりに対する積極的な取組みについて」</p> <p>「町屋二・三・四丁目地区での事業取組みについて」</p> <p>平成 10年4定 「町屋二・三・四丁目地区に事業の導入が遅れている理由について」</p> <p>平成 11年2定 「防災再開発促進地区の指定と防災生活圏促進事業について」</p> <p>平成 16年3定 「老朽木造密集市街地における建替えの推進策について」</p> <p>平成 17年3定 「密集事業の現状・荒川二丁目への事業導入・荒川五・六丁目地区への取組みについて」</p> <p>平成 18年3定 「密集市街地における生活道路について」</p> <p>平成 18年4定 「町屋地域の整備・密集市街地整備促進事業の延伸について」</p> <p>平成 20年1定 「荒川二丁目の都営住宅跡地について」</p> <p>平成 21年2定 「密集事業の推進について（荒川二丁目用地について）」</p> <p>平成 22年3定 「町屋地域の街づくりについて（防災性向上策について）」</p> <p>平成 22年4定 「防災まちづくりについて（新たな密集住宅市街地整備事業促進策）」</p>
------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	近隣まちづくり推進事業	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	的場 寛
		担当者名	鈴木 一嘉	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	近隣まちづくり推進事業費（01-09-02）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	荒川区近隣まちづくり推進制度要綱、荒川区まちづくり・建築紛争相談員設置要綱等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	区民の建替え等の相談及び接道敷地と不接道敷地を含む協調建替え等のまちづくり活動に対して、適切な相談、助言及び情報提供を行うことにより、区民の自主的な建物更新及び住環境の改善を支援する。併せて、区で実施する防災まちづくり事業を推進する。				
対象者等	1 建替え等総合相談 区民又は区内のまちづくり団体。 2 近隣まちづくり推進制度等 不接道敷地を含む複数の敷地が連担する一定の地域に居住する区民又は土地建物の権利者				
内容	1 建替え等総合相談 ・窓口及び専門家による相談 ・まちづくりサポーター及びコンサルタントの派遣による支援 ・情報スポットコーナー、ホームページによる情報提供 2 近隣まちづくり推進制度 ・連担建築物設計制度を活用した協調建替えにより不接道敷地にある老朽木造家屋の建替えを促進するため、助言及び接道敷地での建替えを助成（建設費200万円、三世帯住宅加算120万円、仮住居費加算40万円）する。 ・平成19年度に、過去の相談事例を踏まえて制度の要件緩和等を行い、地域の実態に合わせて利用しやすいよう、制度の改正を行った。				
経過	1 建替え等総合相談 ・平成12年4月、まちづくり公社廃止後、住環境整備課が事業継続。専門相談を建築士及び税理士とし、弁護士による法律相談は区民相談所が対応することとした。 2 近隣まちづくり推進制度 ・平成14年7月 近隣まちづくり推進制度に係る認定基準及び近隣まちづくり推進制度要綱制定。 ・平成15年9月 推進制度要綱一部改正。同年10月、近隣まちづくり等支援制度要綱制定 ・平成17年2月 認定基準一部改正 ・平成19年3月 認定基準及び推進制度要綱、支援制度要綱一部改正 ・平成22年12月 支援制度要綱一部改正				
必要性	建築全般に関する相談窓口として区民ニーズは高く、今後も継続して利用されることが見込まれる。また、近隣まちづくり推進制度による不接道敷地にある老朽木造住宅の建替え更新は、木造密集市街地の防災性向上に寄与するもので、住環境改善のための手法として不可欠である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 専門家（建築士・税理士）による相談は、東京都建築士事務所協会荒川支部・東京税理士会荒川支部に委託し、2か月に1回程度実施。				

	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算・決算額等の推移	予算額	6,168	8,913	8,034	12,508	9,753	6,301	6,438
	決算額（23年度は見込み）	5,451	8,648	8,034	8,714	5,902	5,843	6,438
	人件費等	14,283	7,071	5,855	4,185	3,585	3,122	
	減価償却費						5,229	
	【事務分担量】（%）	390	90	240	235	200	180	
	合計（+ +）	19,734	15,719	13,889	12,899	9,487	14,194	6,438
	国（特定財源）						19	40
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	19,734	15,719	13,889	12,899	9,487	14,175	6,398
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	一般相談	911	880	1,035	827	579	899	768
	専門相談	1	9	5	8	9	10	9
	まちづくりサポーター派遣	29	24	22	32	40	58	43
	近隣まちづくり推進制度	0	0	0	0	0	0	1

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	報酬	非常勤職員報酬	5,260	非常勤職員報酬	5,261	非常勤職員報酬	5,260
	報償費	コンサル派遣等	84	コンサル派遣等	151	コンサル派遣等	261
	委託料	専門相談	106	専門相談	106	専門相談	127
	一般需用費	消耗品	47	消耗品	11	消耗品	90

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	一般相談件数	827	579	899	768		
	近隣まちづくり推進制度利用件数	0	0	0	1	3	

（問題点・課題）	近隣まちづくり推進制度を有効に活用するためには、接道敷地を含む関係権利者の権利及び意見等を調整し、近隣まちづくり計画に基づく建替え更新の合意が条件であるが、当事者間だけでは調整及び計画作成が困難なため、これらに対する支援が必要である。また、複数の関係権利者の権利及び意見等の調整を担うことができるコンサルタントが少ない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
密集事業地区においては、近隣まちづくりのコンサルタントだけではなく、密集事業のコンサルタントも有効に活用して、積極的に権利及び意見等の調整を行い、早期の住民合意に向け取り組んでいく。	早期に住民合意が成立し、事業の実現性が高くなる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	不接道宅地の解消を目指し本事業を推進する。

議会議況（要旨）	H18二定 「不接道宅地対策について」 H19二定 「不接道宅地解消の可能性のために」
----------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	木造建物耐震化推進事業		部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	林 毅	的場 寛
			担当者名		内線		2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	木造建物耐震化推進事業費（01-02-02）						
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領		
終期設定	有	無	27年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]					
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]					
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]					
目的	密集した市街地にある木造建物のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。						
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された、木造の戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・賃貸アパート						
内容	補助の内容						
	建物	耐震診断	耐震補強設計	耐震補強工事	耐震建替え工事	耐震シェルター設置工事(高齢者又は障がい者世帯のみ)	
	戸建住宅(自己用)・診療所	無料 (区が耐震診断士を派遣し、簡易な耐震診断を実施)	設計費の2/3(限度額30万円(高齢者世帯は60万円))	工事費の2/3(限度額100万円(高齢者世帯は200万円))	工事費の2/3(限度額150万円(高齢者世帯は300万円))	工事費の2/3(限度額30万円)	
	町会事務所		設計費の1/2(限度額30万円(高齢者世帯は60万円))	工事費の1/2(限度額100万円(高齢者世帯は200万円))	工事費の1/2(限度額150万円(高齢者世帯は300万円))	工事費の1/2(限度額30万円)	
	戸建住宅(貸家)		設計費の1/2(限度額50万円(高齢者世帯は100万円))	工事費の1/2(限度額150万円(高齢者世帯は300万円))	工事費の1/2(限度額250万円(高齢者世帯は300万円))		
賃貸アパート							
経過	平成17年5月 平成18年4月 平成18年7月 平成19年5月 平成20年3月 平成20年12月 平成21年6月 平成22年6月	木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領一部改正 木造住宅耐震補強推進事業実施要領一部改正 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領一部改正 木造住宅等耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正					
必要性	当区では木造建物が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたす恐れがある。そこで、これらの建物に対し、耐震診断・耐震改修助成を行い、避難の安全性を確保する。また、平成20年4月に策定した耐震改修促進計画の目標である耐震化率90%を早期に実現するための重要な支援策である。						
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 診断受診申請 審査 診断可否決定 診断依頼 診断着手 診断完了 診断結果報告書 補助金内定申請 審査 補助金交付内定 耐震補強工事等着手 耐震補強工事等完了 補助金交付申請 審査 補助金交付決定 補助金交付						

予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	3,750	3,750	2,840	60,450	53,355	44,038	42,900
	決算額(23年度は見込み)	1,350	800	1,810	10,560	12,994	19,240	42,900
	人件費等	4,310	4,270	6,222	9,999	9,286	10,656	
	減価償却費						5,229	
	【事務分担当量】(%)	50	50	80	175	170	180	
	合計(+ +)	5,660	5,070	8,032	20,559	22,280	35,125	42,900
	国(特定財源)	975	640	0	6,583	3,893	8,687	19,510
	都(特定財源)		20	50	1,579	1,184	1,845	4,188
	その他(特定財源)							
一般財源	4,685	4,410	7,982	12,397	17,203	24,593	19,202	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	耐震診断支援事業	25	10	27	29	28	34	42
	耐震補強設計支援事業				4	4	2	6
	耐震補強工事支援事業	2	1	1	3	2	1	5
	耐震建替え工事支援事業				1	6	10	18
	耐震シェルター設置工事支援事業				0	0	0	1

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費 負担金補助及び交付金	耐震診断		860	耐震診断	1,020	耐震診断	1,300
	耐震補強設計		1,134	耐震補強設計	720	耐震補強設計	2,800
	耐震補強工事		2,000	耐震補強工事	1,000	耐震補強工事	8,000
	耐震建替え工事		9,000	耐震建替え工事	16,500	耐震建替え工事	30,500
	耐震シェルター設置工事		0	耐震シェルター設置工事	0	耐震シェルター設置工事	300

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
標	耐震診断支援事業（件）	29	28	34	42	90	
	耐震補強設計支援事業（件）	4	4	2	6	20	
	耐震補強工事支援事業（件）	3	2	1	5	20	
	耐震建替え工事支援事業（件）	1	6	10	18	30	
	耐震シェルター設置工事支援事業（件）	0	0	0	1	10	

（指標分） 他区の実況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 区民の耐震化に対する意識
	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
賃貸アパートに対する耐震化普及啓発活動実施	賃貸アパートの耐震診断及び耐震補強工事等の実績増

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき事業拡大

議 会 質 問 状 況 （ 要	H 1 6	四定	「耐震補強工事の助成制度について」
	H 1 7	三定	「耐震補強工事助成の拡充、積極的な周知について」
	H 1 8	二定	「耐震補強制度の促進・拡充について」
	H 1 9	三定	「耐震化率90%実現に向けて、木造家屋の耐震化を強力に推進について」
	H 1 9	三定	「居室スペースのシェルター化と免震・制震住宅普及策について」
	H 1 9	四定	「耐震改修促進計画」の推進と区の取組みについて」
	H 2 1	二定	「耐震化の促進と区独自の補助拡大策について」
	H 2 2	四定	「建物の耐震改修促進策について」

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	非木造建物耐震化推進事業	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	的場 寛			
		担当者名	林 毅	内線	2826			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	非木造建物耐震化推進事業費（01-02-03）							
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠	荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領				
終期設定	有 無	27 年度	法令等					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]						
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]						
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]						
目的	大規模地震による倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。							
対象者等	1.耐震事業：昭和56年5月31日以前に建築された、非木造の戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・マンション（分譲、賃貸）・緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの） 2.分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業：昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者							
内容	1. 耐震事業（補助の内容）							
	事 建 物	耐震診断	耐震補強設計	耐震補強工事	耐震建替え工事			
	分譲マンション	診断費の2/3 （限度額100万円）	設計費の2/3 （限度額100万円）	工事費の2/3 （限度額1000万円）				
	賃貸マンション	診断費の1/2 （限度額50万円）	設計費の1/2 （限度額50万円）	工事費の1/2 （限度額500万円）				
	戸建住宅（自己用）・診療所 町会事務所	診断費の2/3 （限度額15万円）	設計費の2/3 （限度額15万円）	工事費の2/3 （限度額100万円）	工事費の2/3 （限度額150万円）			
	戸建住宅（貸家）	診断費の1/2 （限度額15万円）	設計費の1/2 （限度額15万円）	工事費の1/2 （限度額100万円）	工事費の1/2 （限度額150万円）			
	緊急輸送道路沿道建物	診断費の2/3 （限度額100万円）	設計費の2/3 （限度額100万円）	工事費の2/3 （限度額1000万円）	工事費の2/3 （限度額1500万円）			
2.分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援（無料（3回/棟まで））								
経過	平成19年 5月 分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定 平成20年12月 分譲マンション耐震診断事業制度要綱・実施要領全部改正 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領 平成21年 8月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正 平成22年 6月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成22年 8月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正							
必要性	当区では現行の耐震基準を満たしていない非木造建物が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたす恐れがある。そこで、これらの建物に対し、耐震診断・耐震改修助成を行い、避難の安全性を確保する。また、平成20年4月に策定した耐震改修促進計画の目標である耐震化率90%を早期に実現するための重要な支援策である。							
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 補助金内定申請 審査 補助金交付内定 耐震診断、耐震補強工事等着手 耐震診断、耐震補強工事等完了 補助金交付申請 審査 補助金交付決定 補助金交付							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額			5,000	5,000	36,200	42,032	27,138
	決算額（23年度は見込み）			0	0	20,594	3,887	27,138
	人件費等			854	1,938	3,991	4,325	
	減価償却費						2,034	
	【事務分担量】（%）			10	30	70	70	
	合計（+ +）	0	0	854	1,938	24,585	10,246	27,138
	国（特定財源）					9,354	1,755	12,434
	都（特定財源）					250	0	3,292
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	854	1,938	14,981	8,491	11,412	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	耐震診断支援事業			0	0	3	1	5
	耐震補強設計支援事業				0	2	1	4
	耐震補強工事支援事業				0	2	1	4
	耐震建替え工事支援事業				0	0	0	1
	分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業						0	6

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
負担金補助及び交付金	耐震診断	1,896	耐震診断	500	耐震診断	2,300	
	耐震補強設計	605	耐震補強設計	500	耐震補強設計	2,150	
	耐震補強工事	7,362	耐震補強工事	2,887	耐震補強工事	21,000	
	耐震建替え工事	0	耐震建替え工事	0	耐震建替え工事	1,500	
	委託料	マンション実態調査	10,731				
報償費			分譲マンション耐震アドバイザー派遣	0	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	188	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
標	耐震診断支援事業（件）	0	3	1	5	30	
	耐震補強設計支援事業（件）	0	2	1	4	10	
	耐震補強工事支援事業（件）	0	2	1	4	7	
	耐震建替工事支援（件）	0	0	0	1	5	
	分譲マンション耐震アドバイザー派遣（件）			0	6	15	

指課題 標題分	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の費用負担の問題 ・区民の耐震化に対する意識 ・分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・緊急輸送道路沿道建物の耐震化が進んでいない
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
防災上特に重要な緊急輸送道路沿道建物の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震建替え工事の補助内容の充実を図る。	震災時に避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路としての機能が確保され、区民の生命と財産が守られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき事業拡大

議 会 要 質 問 状	H18	四定	「マンションにおける地震対策について」
	H19	四定	「耐震改修促進計画の推進と区の実施について」
	H21	一定	「マンション建替えについて」
	H21	二定	「耐震化の推進と区独自の補助拡大策について」
	H22	四定	「建物の耐震改修促進策について」

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	荒川区耐震改修促進計画の推進	部課名	都市整備部建築課	課長名	中山 淳一
		担当者名	伊藤 健	内線	2845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 19年度	根拠	建築物の耐震改修の促進に関する法律		
終期設定	有 無 27年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	区内の建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とする。				
対象者等	新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた住宅、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する建築物）、防災上重要な公共建築物				
内容	1 対象区域 荒川区全域 2 計画の内容 耐震化の目標 ・住宅 90% ・民間特定建築物 90% ・防災上重要な公共建築物 100% 耐震化の取組み方針 耐震化にかかる総合的な施策の展開 3 計画の期間 都の耐震改修促進計画と併せ、平成20年度から平成27年度の8年間				
経過	・平成19年6月 計画策定のための策定委員会を設置 ・平成19年7月 第1回の策定委員会を開催、検討の開始 ・平成20年4月 計画の素案を決定、都に同意を求める ・平成20年5月 都の同意を受ける ・平成20年5月 庁議等の決定を受け、「荒川区耐震改修促進計画」を決定する。 ・平成20年5月 建設環境委員会報告				
必要性	都は防災会議による被害想定半減を目指し、平成19年3月に東京都耐震改修促進計画を策定した。区は、区民を震災から守るため、区内の建築物の耐震化を促進するための計画である。 国・都の耐震関連補助金は、平成20年度より本計画に位置づけられたものが対象とされている。財源を確保し、荒川区における耐震改修を円滑に促進するためにも本計画が必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（23年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費等	-	-	1,708	847	407	436		
減価償却費						145		
【事務分担量】（%）	-	-	20	10	5	5		
合計（+ +）	0	0	1,708	847	407	581	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	1,708	847	407	581	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	住宅の耐震化率	75%	76%	77%	78%	83%	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数（27年度目標90%）
	民間特定建築物の耐震化率	84%	84%	85%	86%	88%	27年度目標90%
	防災上重要な公共建築物の耐震化率	90%	91%	92%	94%	97%	27年度目標100%

（問題点・課題）	<p>耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実だけでは目標の達成は困難なため、施策の充実について検討していく必要がある。</p>																																																															
（指標分析）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成20年度実績</th> <th colspan="3">平成21年度実績</th> <th colspan="5">平成22年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震診断29件(木造)</td> <td>耐震診断28件(木造)</td> <td>耐震診断 3件(非木造)</td> <td>耐震診断34件(木造)</td> <td>耐震診断 1件(非木造)</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>耐震設計4件(木造)</td> <td>耐震設計 4件(木造)</td> <td>耐震設計 2件(非木造)</td> <td>耐震設計 2件(木造)</td> <td>耐震設計 1件(非木造)</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>耐震補強3件(木造)</td> <td>耐震補強 2件(木造)</td> <td>耐震補強 2件(非木造)</td> <td>耐震補強 1件(木造)</td> <td>耐震補強 1件(非木造)</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>耐震建替1件(木造)</td> <td>耐震建替 6件(木造)</td> <td>耐震建替0件(非木造)</td> <td>耐震建替10件(木造)</td> <td>耐震建替0件(非木造)</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </tbody> </table>										平成20年度実績		平成21年度実績			平成22年度実績					耐震診断29件(木造)	耐震診断28件(木造)	耐震診断 3件(非木造)	耐震診断34件(木造)	耐震診断 1件(非木造)							耐震設計4件(木造)	耐震設計 4件(木造)	耐震設計 2件(非木造)	耐震設計 2件(木造)	耐震設計 1件(非木造)							耐震補強3件(木造)	耐震補強 2件(木造)	耐震補強 2件(非木造)	耐震補強 1件(木造)	耐震補強 1件(非木造)							耐震建替1件(木造)	耐震建替 6件(木造)	耐震建替0件(非木造)	耐震建替10件(木造)	耐震建替0件(非木造)						
平成20年度実績		平成21年度実績			平成22年度実績																																																											
耐震診断29件(木造)	耐震診断28件(木造)	耐震診断 3件(非木造)	耐震診断34件(木造)	耐震診断 1件(非木造)																																																												
耐震設計4件(木造)	耐震設計 4件(木造)	耐震設計 2件(非木造)	耐震設計 2件(木造)	耐震設計 1件(非木造)																																																												
耐震補強3件(木造)	耐震補強 2件(木造)	耐震補強 2件(非木造)	耐震補強 1件(木造)	耐震補強 1件(非木造)																																																												
耐震建替1件(木造)	耐震建替 6件(木造)	耐震建替0件(非木造)	耐震建替10件(木造)	耐震建替0件(非木造)																																																												
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）																																																															

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
耐震化にかかる啓発、建物所有者への指導、耐震改修に対する支援策を確立する。	震災の被害の軽減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画については平成20年5月策定済。引き続き進行管理を行い、区内の建築物の耐震化を促進することにより、防災性の向上を図る。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	ブロック塀等改修助成事業	部課名	都市整備部建築課	課長名	中山 淳一
		担当者名	加藤 健太郎	内線	2847
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	ブロック塀等耐震改修促進事業（01-14-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠	荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	道路等に面し、震度5強程度の地震により倒壊するおそれがある危険なブロック塀等の改善にかかる費用を助成する制度を確立することで、地震時の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。				
対象者等	危険度D（平成20年度の実態調査結果）のブロック塀等の所有者・管理者等（平成22年度末時点：213件）				
内容	<p>震度5強程度の地震により倒壊の恐れがある危険なブロック塀等の改修を促進し、通行人等の地震時の安全性を向上させる。</p> <p>1 改修助成制度 助成額：撤去費用の3分の2、但し1m当たり6,000円を上限とする。</p> <p>2 普及啓発活動 助成制度の対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。 方法：戸別訪問形式</p> <p>平成20年度調査結果概要[（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。]</p> <p>危険度A 2,386件（53.6%）安全である。 危険度B 1,258件（28.3%）一応安全である。 危険度C 575件（12.9%）注意を要する。 危険度D 234件（5.2%）危険である。</p>				
経過	<p>平成20年度 ブロック塀等の実態調査</p> <p>平成21年7月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱策定 事業実施</p> <p>平成21年7月～9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施</p> <p>平成22年度 職員による普及啓発活動実施</p>				
必要性	大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないように道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>助成金交付事務：直営 普及啓発活動：直営</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額				6,460	5,188	2,056	928	
決算額（23年度は見込み）				6,195	422	128	928	
人件費等				847	2,443	2,616		
減価償却費						872		
【事務分担量】（%）				10	30	30		
合計（+ +）	0	0	0	7,042	2,865	3,616	928	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	7,042	2,865	3,616	928	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
相談件数					21	14	40	
改善件数（うち助成件数）					14（3）	7（1）	30（10）	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託費	事業PR委託	320	事業PR委託	0	事業PR委託	325
補助費	補助金	101	補助金	128	補助金	600	
消耗品費	消耗品費（ﾌﾗﾝｼﾞ代）	1	消耗品費（ﾌﾗﾝｼﾞ代）	0	消耗品費（ﾌﾗﾝｼﾞ代）	3	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	危険なブロック塀の改善率（数）（％）		6	10	22	40	改善されたブロック塀数/危険なブロック塀数（233箇所）×100
	危険なブロック塀の改善率（長さ）（％）		12	17	22	40	改善されたブロック塀延長/危険なブロック塀延長（2,056.8m）×100

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下型地震が高い確率で発生すると予測されているため、危険なブロック塀等の改修は早急を実施する必要がある。そのため、助成内容について適宜見直しを行い、また、普及啓発を確実に行うことにより、改修工事への誘導を図る。 ・狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないで撤去、改修が困難なブロック塀等が多く、改善が進まない原因の一つとなっている。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 2 区 未実施 1 区）2ブロック他区の実施状況</p> <p>実施区 文京区：通学路が対象、生垣助成、細街路整備に併せて実施 台東区：高さ1.2mを超える塀、工事費の1/2（上限15万円）を補助</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	
	<p style="text-align: center;">改善により期待する効果</p>	
	<p>危険なブロック塀等の撤去のみではなく、補強方法を含めた総合的な普及啓発を行う。 また、事業実施後の状況を踏まえて、助成対象範囲、方法について検討する。</p>	<p>危険なブロック塀等の改善率の向上が期待できる。</p>
	<p>生垣造成助成、細街路拡幅整備事業との連携した相互事業PRを行う。</p>	<p>生垣造成助成、細街路拡幅整備事業との連携強化が図れる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	震災時における通行人等の安全性の確保のために本事業の必要性は高い。

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	主要生活道路拡幅整備費	部課名	土木部道路課	課長名	伊藤 勝弘
		担当者名	坂本 一章	内線	2736
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	主要生活道路拡幅整備費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	都市計画マスタープランにおける主要生活道路のうち、密集住宅市街地整備促進事業の整備計画等において優先整備路線に位置づけられた路線の拡幅整備により、事業地区の防災性の更なる向上を図る。				
対象者等	密集事業地区内の主要生活道路(優先整備路線)に面する道路拡幅用地として取得した敷地				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・密集住宅市街地整備促進事業地区（荒川五・六丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、荒川二・四・七丁目地区、尾久中央地区）の整備計画等に定める優先整備路線を幅員6mに拡幅する。 ・進め方としては、 拡幅に協力していただく沿道地権者の意向確認を住環境整備課で行う。 意向確認が得られた段階で、経理課が用地買収の折衝事務および契約締結事務を担当する。 管理計画課において取得と同時に用地を区道に編入するための道路区域変更手続きを行う。 事務手続きが終了した後に、住環境整備からの拡幅整備依頼に基づき、道路課において拡幅整備工事を実施する。 <p style="margin-left: 20px;">密集住宅市街地整備促進事業費【国補助1/2】【都補助1/4】 ...密集事業地区</p>				
経過	・平成19年度～：主要生活道路の拡幅整備工事開始				
必要性	密集市街地における防災性の向上や居住環境の改善を図るために必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 小規模なものは公道細街路拡幅整備工事と併せて実施				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額			5,304	20,413	13,881	194,327	57,967
	決算額（23年度は見込み）			5,303	12,497	1,379	193,036	57,967
	人件費等				1,271	1,222	1,364	
	減価償却費						494	
	【事務分担量】（%）				15	15	17	
	合計（+ +）	0	0	5,303	13,768	2,601	194,894	57,967
	国（特定財源）			2,600	5,490	400	92,093	26,878
	都（特定財源）			1,300	2,745	200	46,046	13,439
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	1,403	5,533	2,001	56,755	17,650
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	整備件数(件)			4	2	1	6	-

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	工事請負費	工事請負費	13,881	工事請負費	12,407	工事請負費	57,967
公有財産購入費	用地取得費	28,058	用地取得費	180,629	用地取得費	122,000	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	整備延長累計(m)	251.7	260.8	270.1			目標延長:3,176m（両側換算）
	整備率(%)	7.9	8.2	8.5			整備延長 / 目標延長

（問題点・課題）	用地取得をして道路整備を実施することから、敷地境界について沿道土地所有者などの関係権利者の了解を得ながら進める必要がある。
	（実施区 未実施区）
他区の実施状況	

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事業に協力いただいた関係権利者の意向を確認しながら迅速かつ正確、安全に施工することを心がける。	区民からの事業に対する理解をいただくとともに、防災性の向上や居住環境の改善に寄与できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	災害に強いまちづくりを推進するために本事業は欠かせない。

議会要旨	
------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	橋梁長寿命化修繕計画策定費	部課名	土木部道路課	課長名	伊藤 勝弘
		担当者名	宮崎 信介	内線	2738
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	橋梁長寿命化修繕計画策定費（01-08-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	道路法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	高齢化する橋梁の定期的な点検による健全度の把握と、損傷が顕著化する前の予防的な対策を進めることにより、橋梁の安全性を確保することを目的とする。				
対象者等	下御隠殿坂跨線道路橋及び第二日暮里跨線道路橋を通行する区民等				
内容	荒川区が管理する橋梁 ・下御隠殿坂跨線道路橋（橋長100m）：昭和3年度 架設、平成 7年度 改築 ・第二日暮里跨線道路橋（橋長52.5m）：昭和3年度 架設、昭和61年度 改築 平成22年度 長寿命化修繕計画策定 完了				
経過	・平成21年度に実施した橋梁点検の結果 下御隠殿坂跨線道路橋 - 健全度（B） 第二日暮里跨線道路橋 - 健全度（C）				
必要性	修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図っていく必要がある。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額					4,505	1,134	0	
決算額（23年度は見込み）					2,953	481	0	
人件費等					3,665	6,540		
減価償却費						2,179		
【事務分担量】（%）					45	75		
合計（+ +）	0	0	0	0	6,618	7,021	0	
国（特定財源）					1,000			
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	5,618	7,021	0	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
					実施	実施		

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	橋梁点検委託	2,953	計画策定委託	481	-

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	計画策定のための橋梁点検		実施			100	
	計画策定			実施		100	平成22年度完了

（問題点・課題分析）	
他区の実施状況	（実施 8 区 未実施 15 区） 計画策定実施 - 千代田区、墨田区、江東区、品川区、大田区、豊島区、北区、足立区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	完了	当該跨線道路橋はJR山手線や京成線、JR貨物線等といった線路を跨いでおり、落橋等による甚大な影響を回避するため、当該跨線道路橋を良好な状態に保つ必要があるため、新たな事業名で維持管理を行っていく。

（要旨）	
------	--